

講習会開設規定

※下線部分：変更箇所

改正後	現行規定
<p style="text-align: center;">第1章 Bライセンス講習会</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 講習会の開設場所 主催者は、講習会を行うに適した場所を講習会場として確保しなければならない。なお、オンラインでの講習会を行う場合はこの限りではない。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 講義科目および教材 講義科目は「自動車スポーツの概要」につき1時間30分以上とし、教材として次のものを講習時に必携していなければならない。 1. モータースポーツハンドブック</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>第7条 受講者および受講料 1. (略) 2. 受講料は1人4,100円(消費税込)以内とする。ただし、JAF指定の教材費は実費とする。 <u>なお、JAFが主催する講習会の場合はこの限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 Bライセンス講習会</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 講習会の開設場所 主催者は、講習会を行うに適した場所を講習会場として確保しなければならない。なお、オンラインでの講習会を行う場合はこの限りではない。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 講義科目および教材 講義科目は「自動車スポーツの概要」につき1時間30分以上とし、教材として次のものを講習時に必携していなければならない。 1. モータースポーツハンドブック</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 受講者および受講料 1. (略) 2. 受講料は1人4,100円(消費税込)以内とする。ただし、JAF指定の教材費は実費とする。</p>

第8条～第12条（略）

第2章 Aライセンス講習会

第13条～第16条（略）

第17条 講習内容および試験

1. 基礎講義 モータースポーツハンドブック……………30分以上
※国内Bを所持しない者が受講するものとする。

2. 講義

- 1) 国内競技規則……………30分以上
- 2) 競技車両規則……………30分以上
(国際モータースポーツ競技規則付則J項を含む)
- 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項……………30分以上
- 4) レーシング講義……………30分以上
- 5) 検定試験……………30分以上

3. 実技

- (1) 基礎実技……………60分以上
- (2) 走行実技試験……………60分以上

JAFスポーツ資格登録規定第2条2項に規定する「限定国内競技運転者許可証A」の申請条件を満たした者が受講する場合は、基礎実技と走行実技試験は免除する。

4. 検定試験は、国内競技規則および国内競技車両規則、H項より抽出した問題とする。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

第8条～第12条（略）

第2章 Aライセンス講習会

第13条～第16条（略）

第17条 講習内容および試験

1. 基礎講義 モータースポーツハンドブック……………30分以上
※国内Bを所持しない者が受講するものとする。

2. 講義

- 1) 国内競技規則……………30分以上
- 2) 競技車両規則……………30分以上
(国際モータースポーツ競技規則付則J項を含む)
- 3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項……………30分以上
- 4) レーシング講義……………30分以上
- 5) 筆記試験……………30分以上

3. 実技

- (1) 基礎実技……………60分以上
- (2) 走行実技試験……………60分以上

JAFスポーツ資格登録規定第2条2項に規定する「限定国内競技運転者許可証A」の申請条件を満たした者が受講する場合は、基礎実技と走行実技試験は免除する。

4. 筆記試験は、国内競技規則および国内競技車両規則、H項より抽出した問題とする。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

5.～6. (略)

第18条～第24条 (略)

第3章 公認審判員講習会

第25条～第35条 (略)

第36条 講習課程

講習課程（科目および時間数）および試験については次の通りとする。
講義内容は各等級にふさわしい内容とすること。

講習課程表 (略)

検定試験……60分以上

検定試験は国際モータースポーツ競技規則とその付則、国内競技規則および国内競技車両規則、H項より抽出し出題される。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

第37条～第38条 (略)

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

5.～6. (略)

第18条～第24条 (略)

第3章 公認審判員講習会

第25条～第35条 (略)

第36条 講習課程

講習課程（科目および時間数）および試験については次の通りとする。
講義内容は各等級にふさわしい内容とすること。

講習課程表 (略)

筆記試験……60分以上

筆記試験は国際モータースポーツ競技規則とその付則、国内競技規則および国内競技車両規則、H項より抽出し出題される。ただし受講者は上記の規則書等を試験の際に参照してもよい。

試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

第37条～第38条 (略)

第4章 国際ソーラーカーライセンス講習会

第39条～第41条（略）

第42条 講習内容および試験

1. ソーラーカーによる競技に必要な内容とし、下記の1)～5)について合計2時間以上とする。
 - 1) モータースポーツの概要
 - 2) 国内競技規則
 - 3) ソーラーカー競技について
 - 4) 国際モータースポーツ競技付則H項
 - 5) レーシング講義
 - 6) 検定試験……………30分以上
2. 検定試験は、上記講義内容より抽出した問題とする。ただし受講者は規則書等を試験の際に参照してもよい。
3. 試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

第43条～第49条（略）

第5章 本規定の施行

第50条 本規定の施行

本規定は、2022年9月1日より施行する。

以上

第39条～第41条（略）

第42条 講習内容および試験

1. ソーラーカーによる競技に必要な内容とし、下記の1)～5)について合計2時間以上とする。
 - 1) モータースポーツの概要
 - 2) 国内競技規則
 - 3) ソーラーカー競技について
 - 4) 国際モータースポーツ競技付則H項
 - 5) レーシング講義
 - 6) 筆記試験……………30分以上
2. 筆記試験は、上記講義内容より抽出した問題とする。ただし受講者は規則書等を試験の際に参照してもよい。
3. 試験は主任講師が責任をもって採点を行うものとする。

第43条～第49条（略）

第5章 本規定の施行

第50条 本規定の施行

本規定は、2022年4月1日より施行する。

以上